

第6次東広島市行政改革大綱

～ 自治体経営の「最適化」を目指して ～

平成30年3月

東 広 島 市

はじめに

本市はこれまで、平成6年の「東広島市行財政活性化方策（第1次東広島市行政改革大綱）」を皮切りに、平成11年には「第2次東広島市行政改革大綱」、平成17年度から平成21年度を計画期間とする「第3次東広島市行政改革大綱」及び「東広島市水道事業中期経営計画」、平成22年には「新たな行政改革（第4次行革）大綱」、そして、平成25年には、「第5次東広島市行政改革大綱」を策定し、「持続可能な行財政運営へのRE-START（再起動）！」を基本理念に、どのような社会環境の変化にも対応できる持続可能な行財政運営の実現を目指した取組みを推進してきました。

しかし、行政サービスに対する市民ニーズの複雑化・多様化や厳しい財政状況など、我々地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中、市民生活の向上を実現するためには、特定の分野に偏らず、持続可能な行政経営を目指して、経営資源を最適配分するとともに、費用対効果の高い行政サービスを提供していくことが必要です。

こうしたことから、経費の削減や事務の効率化に加え、市民生活に密着した事業の充実・最適化を図るとともに、資源配分を適正化しつつ、市民満足度の向上に資する事業を推進していくため、この度、「第6次東広島市行政改革大綱」を策定することとしました。

目 次

第1章	これまでの行政改革の取組み	1
第2章	本市の現状・将来予測と課題	
1	人口減少時代の到来と更なる少子高齢化の進展	2
2	厳しい財政見通し	4
3	公共施設の適正配置と効率的な維持管理に向けた対応	6
4	多様な主体との連携、地域資源の活用	7
5	事務量の増大及び専門化・複雑化	7
第3章	更なる行政改革の必要性	8
第4章	行政改革の基本的な考え方	
1	基本理念	9
2	大綱の体系	10
3	重点項目	11
4	推進項目	12
5	行政改革大綱の位置付け	15
6	改革の推進期間	15
第5章	改革の推進手法	
1	推進体制	16
2	実施計画の策定	17
3	進行管理	17
4	進捗状況の公表	17

第1章 これまでの行政改革の取組み

本市では、これまでに、その時宜の情勢に応じて、第1次から第5次にわたり行政改革の大綱を策定し、さまざまな改革を実行することにより、経費の削減や事務の効率化などにおいて、一定の成果を収めてきました。

これまでの行政改革大綱と主な取組み内容

行政改革大綱		主な取組み内容
第1次	東広島市行財政活性化方策 (第1次東広島市行政改革大綱) 策定年：平成6年 推進期間：平成6年度～平成10年度	○1課1削減運動 ○市内旅費の廃止 ○地方債の繰上償還・発行抑制 ○住民票自動交付機設置
第2次	第2次東広島市行政改革大綱 策定年：平成11年 推進期間：平成11年度～平成15年度	○公共工事のコスト縮減 ○庁内LANの導入
第3次	第3次東広島市行政改革大綱 策定年：平成17年 推進期間：平成17年度～平成21年度	○汚水適正処理構想の見直しによる 計画面積の縮小 ○学校給食業務のセンター化 ○給与制度見直し
第4次	新たな行政改革(第4次行革)大綱 策定年：平成22年 推進期間：平成22年度～平成24年度	○予算編成過程の公開 ○公立保育所の民営化 ○ワンストップサービス窓口整備 ○許認可台帳等の情報の電子化
第5次	第5次東広島市行政改革大綱 策定年：平成25年 推進期間：平成25年度～平成29年度	○財政基盤の強化 ・財政規律の強化 ・職員の定員適正化 ○経営力の向上 ・行財政システムの再構築 ・外郭団体の点検強化 ○公共施設マネジメントの確立 ・インフラ施設の長寿命化の推進 ・公共施設の適正配置と有効活用 ○改革を前進させる環境づくり ・人材育成の強化 ・見える化の推進 など

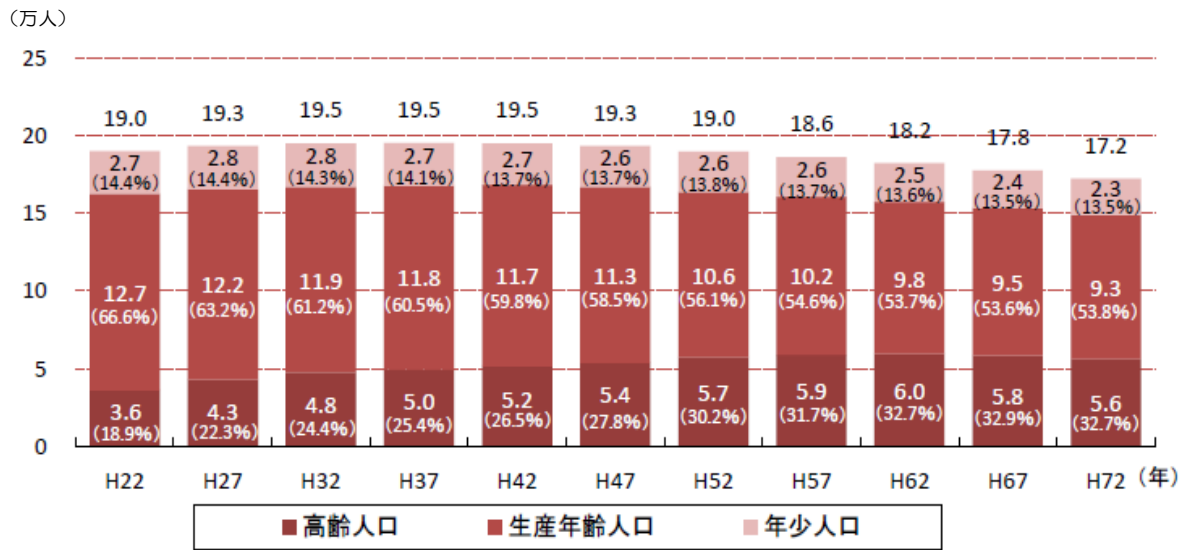
第2章 本市の現状・将来予測と課題

1 人口減少時代の到来と更なる少子高齢化の進展

(1) 人口減少の兆し

本市の人口は、市制施行以来一貫して増加してきましたが、近年、その伸びは鈍化しています。全国的に人口減少局面へと向かう中で、本市の人口も将来的には減少に転ずると考えられており、「東広島市長期人口ビジョン」における将来人口推計（基本推計）によると、本市における人口は、平成37年をピークに、その後減少局面に入ると予測されています。

図-1 「東広島市長期人口ビジョン」における将来人口推計（基本推計）



(出典：東広島市長期人口ビジョン 平成27年10月)

図-2 「東広島市長期人口ビジョン」推計結果（基本推計）及び諸条件の数値

(単位：人)

	H27	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62	H67	H72
推計人口	193,364	194,897	195,356	195,037	193,375	189,919	186,189	182,234	177,565	172,315
自然増減数	1,334	-34	-1,028	-1,722	-2,748	-3,714	-4,234	-4,573	-5,134	-5,616
出生児数	9,511	8,953	8,737	8,790	8,669	8,452	8,175	7,877	7,640	7,544
出生率	1.68	1.72	1.76	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80
社会増減数	1,894	1,566	1,487	1,403	1,086	258	505	618	465	366
25~29歳人口推計	1,141	587	515	404	370	374	373	371	361	356
転入補正	補正加算なし									

(出典：東広島市長期人口ビジョン 平成27年10月)

(注) 東広島市長期人口ビジョンにおける人口推計は、コーホート要因法を用いて試算しています。

コーホート要因法：コーホート（ある年齢層のかたまり）ごとに、すでに生存している人口については将来生命表を用いて年々加齢していく人口を求めるとともに、新たに生まれる人口については、将来の出生率を用いて出生数を計算してその生存数を求める方法

(2) 年齢構成別の人口推移

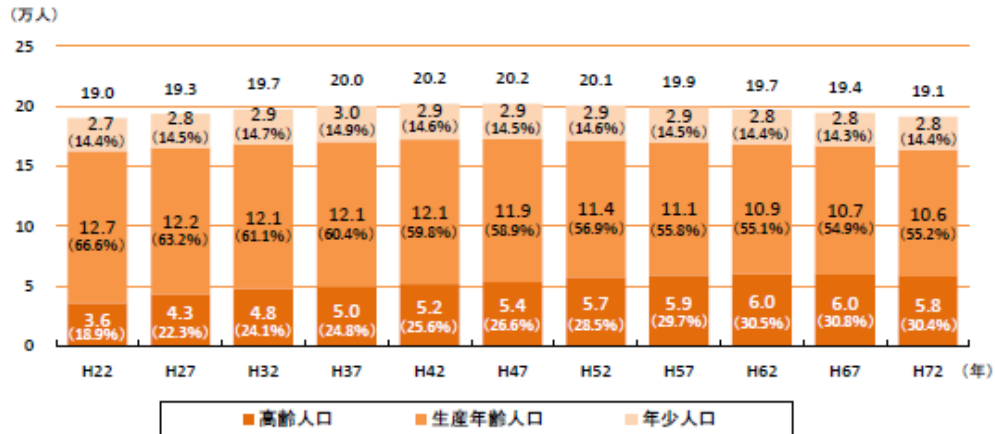
少子高齢化の進行に伴い、本市の人口における65歳以上の高齢者の割合は増加傾向にありましたが、今後はその傾向がより強くなっていくと考えられます。

東広島市長期人口ビジョンにおける将来人口推計（基本推計）（2ページ 図-1）によると、平成22年に18.9%であった高齢人口の割合は、平成37年には全体の4分の1を占める25.4%に達し、平成57年には31.7%になると予測されています。

参 考 「東広島市長期人口ビジョン」における将来人口推計（目標推計）と「第四次東広島市総合計画（後期基本計画）」における人口推計

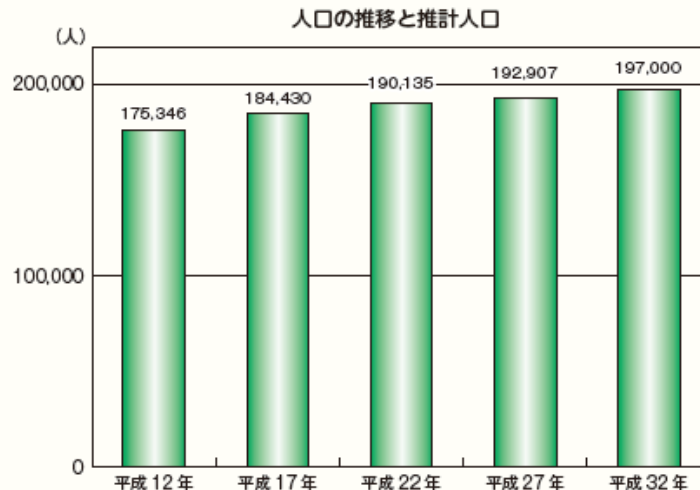
「東広島市長期人口ビジョン」においては、出生率及び市内大学生における市内企業への就職率の向上と、子育て世代の更なる転入が図られることを前提として、平成37年に人口20万人に達する目標推計を設定しており、これを実現するため、「東広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けた各種施策を進めていくこととしています。

「東広島市長期人口ビジョン」における将来人口推計（目標推計）



また、平成29年2月に改訂した「第四次東広島市総合計画 後期基本計画」では、これまでに蓄積した都市基盤や人的資源などを活かし、成長を持続させることを前提に、平成32（2020）年における人口を197,000人と推計しています。

「第四次東広島市総合計画 後期基本計画」における人口推計



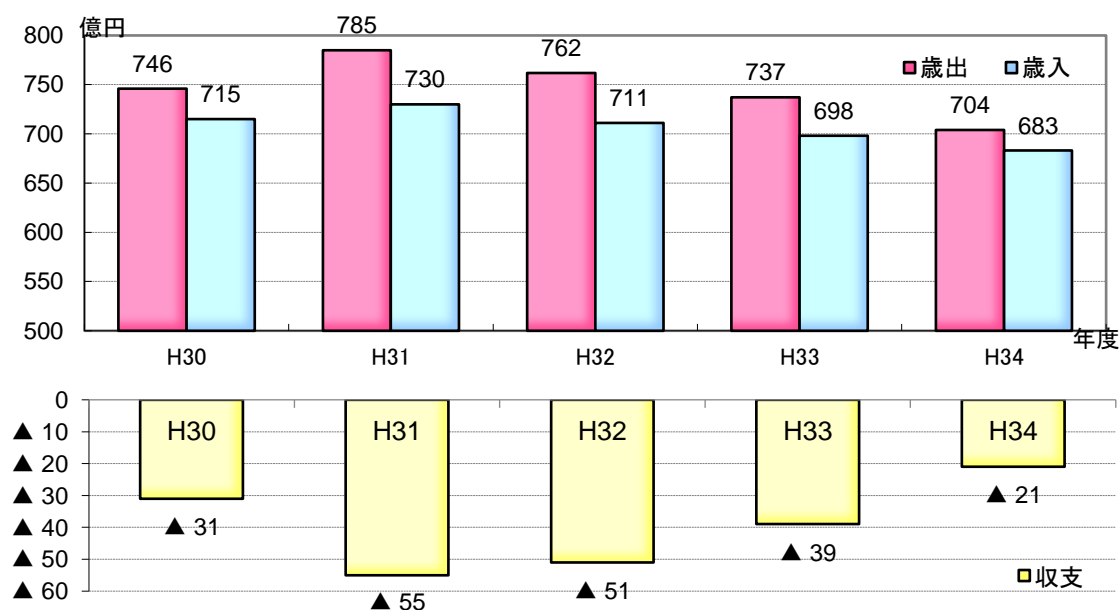
2 厳しい財政見通し

(1) 財政収支の見通し

平成30年度から平成34年度までの5年間における本市の財政収支の見通しは、財政規模が縮小する傾向にあるとともに、単年度収支では、毎年度赤字が発生することが見込まれており、深刻な財源不足に陥る可能性があります。

恒常的な財源不足は、財政運営の硬直化を招き、市民生活に大きな影響を及ぼすことになるため、財源投入の選択と集中を徹底した、慎重な経営資源の投入判断が求められます。

図-3 今後の財政収支見通し（普通会計）

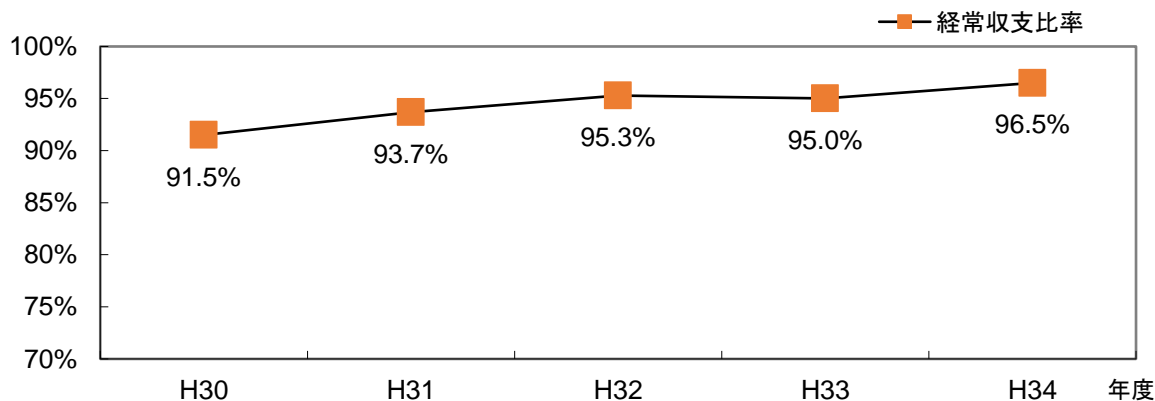


(注) 平成29年度 財政推計による推計値

(2) 経常収支比率の見通し

数値が低いほど財政構造に弾力性があり財務状況が良いことを示す指標（75%程度が妥当）である「経常収支比率」は、現在の見通しでは、悪化傾向にあります。

図-4 経常収支比率の見通し



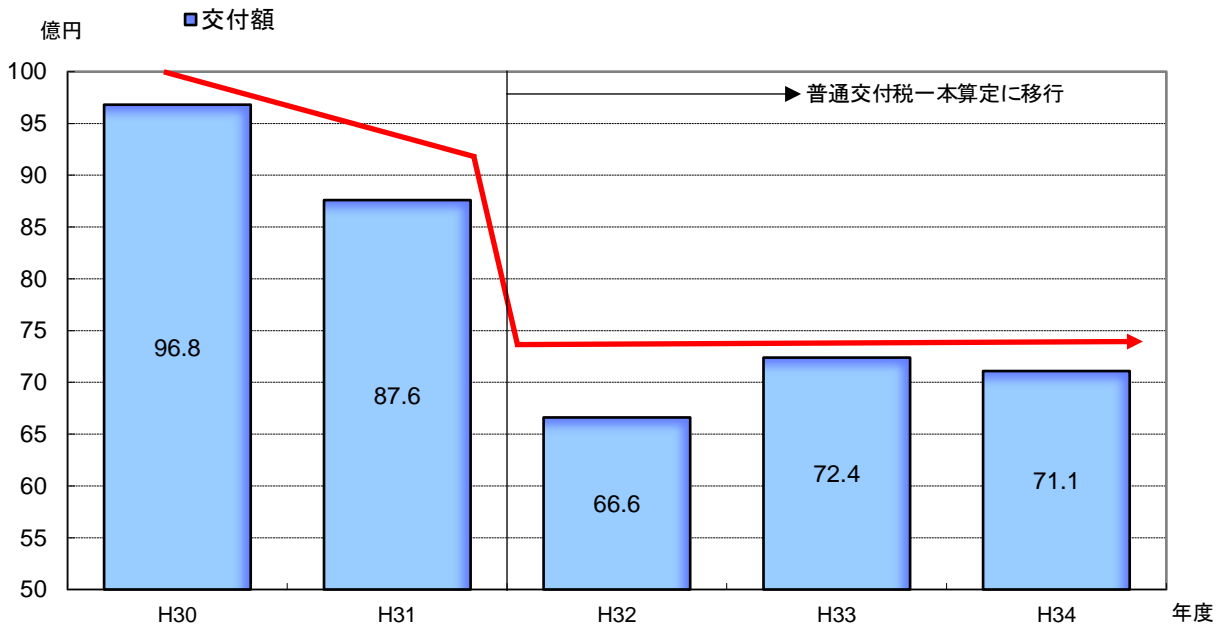
(注) 平成29年度 財政推計による推計値

(3) 普通交付税の減少

本市の一般会計における重要な財源である普通交付税は、合併算定替特例期間の満了に伴い、平成31年度までの間、毎年度段階的に縮減されており、平成32年度には、一本算定に移行します。

普通交付税が一本算定に移行する平成32年度の地方交付税交付額の見通しは、平成28年度と比べて約3割も減少することになります。

図-5 地方交付税交付額の見通し



(注) 平成29年度 財政推計による推計値

(4) 税収と扶助費の推移

自主財源である市税収入は、平成24年度以降やや増加する傾向がみられますが、目まぐるしく変化する今日の経済情勢や少子高齢化の進展、市内に立地する一部企業の経営状況等が大きく税収に影響する本市の現状を踏まえれば、今後について楽観視しがたい状況にあります。

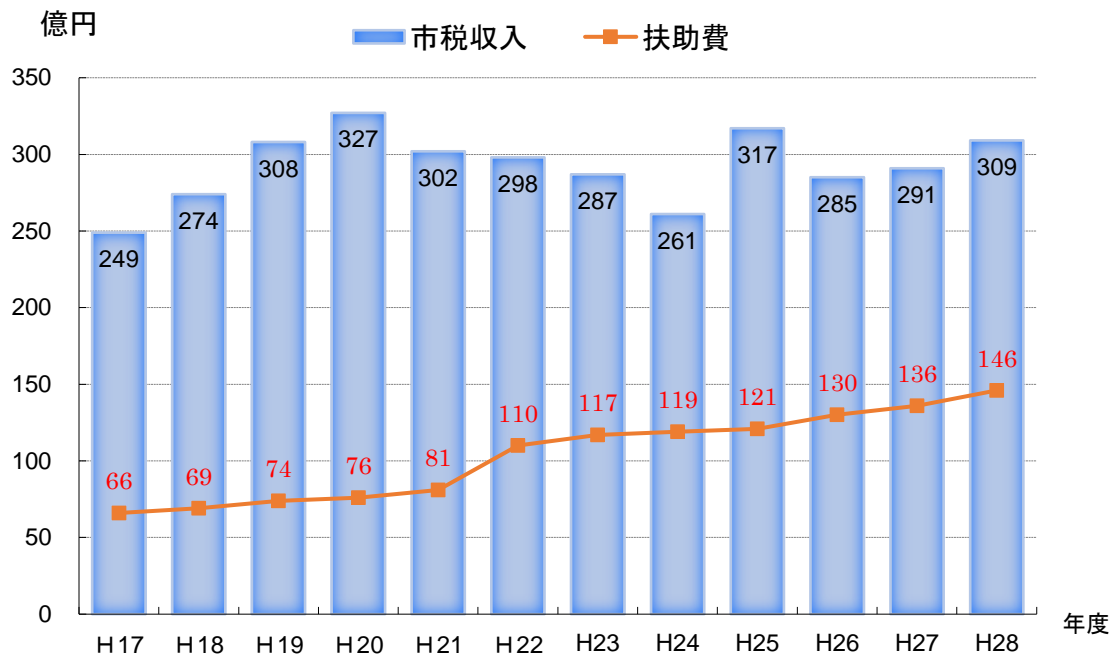
また、扶助費は、市民生活を支える重要な経費ですが、団塊世代の退職を経た高齢者数の増加と不安定な社会経済情勢に伴う生活保護の増加などの影響を受けて、本市における社会保障に必要な費用は、平成17年度の合併時からほぼ倍増しており、今後も伸び続ける見込みです。

今後の国による制度改定の動向等にも注視しながら、社会保障関係費を中心とする扶助費の増大に、確実に対応できる財政力を備えておく必要があります。

市税：市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税及び特別土地保有税の7種類がある。

扶助費：最低限の生活維持を図る目的で支出される経費で、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの各種法令に基づくもののほか、地方公共団体が独自の施策として行う各種扶助に要する経費

図一六 市税収入と扶助費の推移（平成17年度～平成28年度）



3 公共施設の適正配置と効率的な維持管理に向けた対応

全国で公共施設等の老朽化対策が大きな問題となっており、本市においても、昭和 50 年代後半からバブル経済期を中心に整備された多くの公共施設について、大規模改修、建替え及び更新に関する課題を抱えています。

今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中で、一度に大量の公共施設の改修、建替え及び更新を行うことが難しいこと、我が国全体で少子高齢化が進む中において、本市の人口は引き続き増加傾向にあるものの伸び悩みが見受けられ、将来的に人口減少に転ずると、公共施設全体での利用の減少が想定されることから、長期的な展望に基づき、公共施設の利用需要を把握し、財政負担の平準化を進めるとともに、施設の更新、統廃合、長寿命化等の推進により、適正な配置と効率的な維持管理を目指していく必要があります。

4 多様な主体との連携、地域資源の活用

学生や子育て世代、シニア世代など様々な世代が住み、働き、生活する本市において、市民の価値観やライフスタイルが今後更に多様化・高度化していくことが見込まれます。また、広大な市域を持つ本市には、地域ごとに様々な個性や特徴があり、それぞれの地域が求める行政へのニーズも異なります。

しかし、すべてのニーズに行政のみの力で対応していくことは、財政その他の要因からも限界があると考えられます。

市民一人ひとり、また地域ごとのニーズに応じたきめ細やかなサービスを持続的に提供していくため、今後も行政には、住民団体やNPOをはじめ、4つの大学と9つの高校が立地する本市の特長でもある学生の力や民間事業者など、様々な主体と連携し、地域資源を活かすことのできる仕組みづくりを更に進めていく必要があります。

それぞれの適性を活かした役割分担のもと、幅広い分野での双方向の参画を推進することで、多様な主体が、世代や分野を超え、市民一人ひとりの暮らしや生きがいをつくる、共生の社会の実現にもつながっていくと考えます。

5 事務量の増大及び専門化・複雑化

本市では、「東広島市定員適正化計画（平成17年度策定）」、「第2次東広島市定員適正化計画（平成23年度策定）」及び「第3次東広島市定員適正化計画（平成28年度策定）」に基づき、平成17年度から平成29年度（平成29年4月1日現在）までの間に163人の人員削減を行っています。

しかし、文化・芸術・交流機能の集積による中心市街地の活性化など、新たな局面を迎える本市のまちづくりにおいて、都市機能強化、都市基盤整備のための大型プロジェクト等によって増大した担当部門の事務量の削減が進んでいないという現状があります。

また、この他にも、市民ニーズの多様化に対応するための業務執行体制の構築や、専門技術分野・政策形成分野の人員確保、専門的スキルの向上など、多くの課題が残されています。

よって、今後も、事務量の増大を抑制するとともに、職員が直接対応すべき政策企画分野や専門技術分野等への効果的な配置を図るなど、限られた人的資源を最大限に活用できるよう、適正な定員管理と職員配置、そして人材の育成に引き続き取り組む必要があります。

第3章 更なる行政改革の必要性

本市は、これまでも、厳しい行財政状況や環境の変化に対応しつつ、行政サービスの向上と財政収支バランスの維持との両立を図るため、積極的な行政改革の取組みを推進してきました。

しかしながら、地方自治体を取り巻く状況は更に厳しさを増しており、本市においても、近い将来に到来することが見込まれる人口減少局面への対応や、行政ニーズの多様化の一方で増大する歳入の減少リスクなど、前章に示したもののほか、様々な社会経済状況の変化が想定され、厳しい行財政運営が見込まれます。

地方自治体を取り巻く状況

- 少子高齢化 ● ヒト・モノの東京一極集中、地方人口の減少
- 地方分権の進展（都市間競争の激化） ● 産業構造の変化や国内市場の縮小
- 第4次産業革命の進展（AI、IoT、ロボット）

本市を取り巻く状況の変化		本市が直面する課題
更なる少子高齢化の進展による人口減少	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代が活躍できる地域社会の形成 ・扶助費の増大
めまぐるしく変化する経済情勢と雇用環境	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・市税等歳入の減少リスクの増大
多様なリスクへの対応	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の適正配置と効率的な維持管理 ・安全・安心な暮らしのための様々なリスク対応
環境と調和した持続可能な地域づくり	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会への対応
高度情報化社会の進展	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT を活用した利便性の高い行政サービスの提供
価値観の多様化	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な価値観、行政ニーズへの対応
連携と協働のまちづくり	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体との連携による自立性のあるまちづくり ・自治体、関係機関と連携した持続可能なまちづくり
権限移譲等に伴う行政範囲の拡大	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・業務量の増大 ・業務内容の専門化・複雑化（ノウハウ・人材の不足）

この状況下で、本市が直面する課題に適切に対応していくためには、

①限られた行政経営資源を最大限に活かした効果的・効率的な行政運営の推進

②厳しさを増す社会経済状況に即した持続可能な財政基盤の確立

③的確なニーズの把握と役割分担に基づく、地域力向上に資する施策展開の仕組みづくり

といった視点に基づく取組みが求められます。

こうしたことから、本市では、「第6次東広島市行政改革大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、これまでの改革の成果を踏まえ、社会経済の情勢や中長期的な財政見通しを的確に捉えながら、更なる行政改革に取り組むこととします。

第4章 行政改革の基本的な考え方

1 基本理念

本市におけるこれまでの行政改革は、事業コストの削減、民営化など、行政の仕事のやり方を見直すこと、また、個々の事業のうち利用の少ないものを整理することや、職員数の削減により人件費を削減することなどを主な内容とするものでした。

しかし、今後も市民満足度の高い行政サービスを提供し続けていくためには、削減、効率化のみならず、施策を推進する過程を見直し、再構築することによって経営資源を生み出し、将来の市政運営の「あるべき姿」を描きながら適切に配分していく経営感覚が求められます。

また、多様なサービスを地域にとって最もふさわしい形で提供していくためには、地域ごとに異なる課題に職員が意欲を持って向き合い、市民との協働などを通じ、共に解決していかなければなりません。

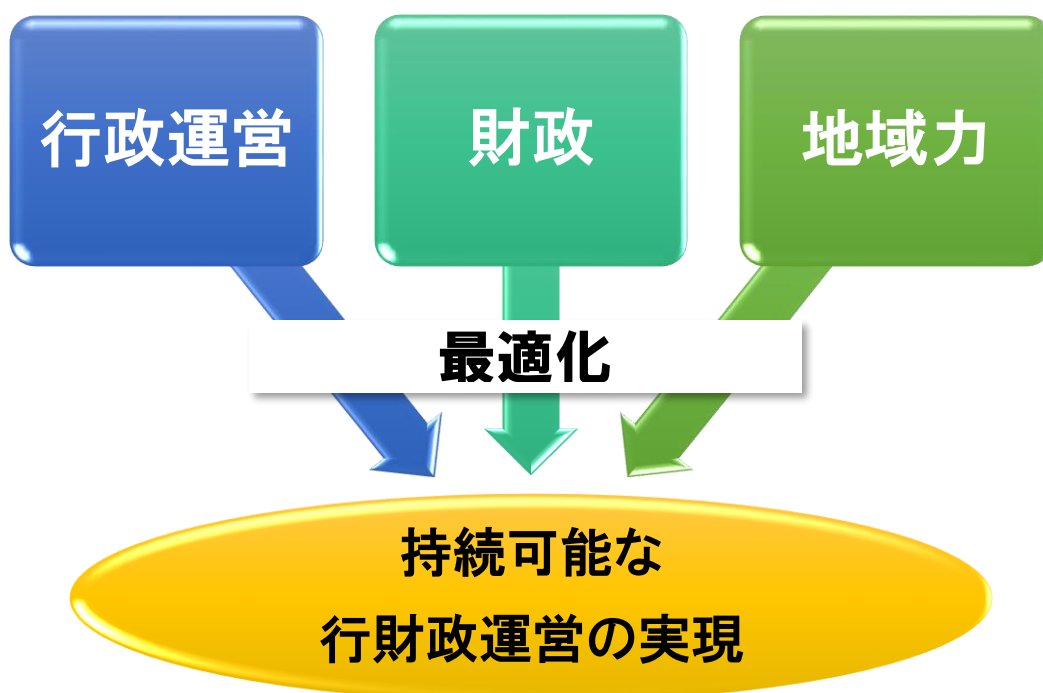
このため、行政運営・財政・地域力の視点から、市政運営における施策展開や事務事業実施の過程など、様々な取組みを最適化する、いわば市政運営の将来を「デザイン」しながら、**持続可能な行財政運営を実現すること**を目指して、次に示す基本理念の下に、新たな行政改革を実行することとします。

基本理念

将来の市政運営をデザインする

～ 自治体経営の「最適化」を目指して ～

改革の視点



2 大綱の体系

大綱における取組みの重点項目、推進項目の体系は、次のとおりです。

基本理念	重点項目		推進項目
	行政運営 マネジメント	効果的・効率的な行政 経営の推進	<ul style="list-style-type: none">・組織力、職員能力の向上・更なる業務効率化の推進・事務事業の見直し・統合・民間活力の活用・組織風土づくり
	財政 マネジメント	持続可能な財政基盤の 確立	<ul style="list-style-type: none">・歳出削減、歳入確保・公共施設の適正配置と効率的な維持管理・公営企業の経営基盤強化
	地域力 マネジメント	地域力向上に資する施 策展開の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">・市民協働の更なる推進・積極的な情報共有・発信

3 重点項目

基本理念に基づく行政改革を推進するために、次に掲げる項目に重点的に取り組むこととします。

■行政運営マネジメント

【効果的・効率的な行政運営の推進】

限られた行政経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報、時間、ネットワークなど）を最大限に活用した高い組織力と施策を実行する職員の能力が十分に発揮される行財政運営の実現に向け、経営力の向上に重点的に取り組みます。

また、改革を実効性のあるものにするために、改革を後押しする組織風土づくりや、改革を担う一人ひとりの職員の育成や意識改革など、取組みを前進させるための環境づくりを推進します。

■財政マネジメント

【持続可能な財政基盤の確立】

持続可能な行財政運営の維持に向けて、これまで以上に選択と集中を徹底した経営資源の投入を行い、財政基盤の強化に取り組みます。

さらに、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設（建物）の有効活用や適正配置を着実に実施し、長期的な視点での公共施設の適正管理に取り組みます。

また、公営企業については、広域化を含め、将来的なビジョンを見据えた戦略に基づき、経営基盤の強化を図ります。

■地域力マネジメント

【地域力向上に資する施策展開の仕組みづくり】

市民のニーズを正確に把握するとともに、市民による主体的な活動を支援するなど、市民起点に基づく行財政運営は、より良い地域社会の構築のために非常に重要です。

引き続き、「市民協働のまちづくり」を推進し、より積極的な情報の発信及び共有を図るなど、市民起点の行財政運営を推進します。

そして、市民一人ひとりが暮らしや生きがいとともに創ることができる地域の実現を目指して、地域の力を高めるための施策及び事業をより効果的に行う仕組みづくりに取り組むとともに、庁内の連携を強化していきます。

4 推進項目

3つの重点項目に沿って、次の取組みを推進することとします。

なお、具体的な取組項目については、別に定める実施計画において定めることとします。

■行政運営マネジメント

○組織力の向上

「最少の経費で最大の効果」を発揮する行政運営を実現するためには、行財政運営全体を支える目標設定（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、対策実行（Action）の各システムとそれを担う組織間の連携が必要不可欠です。各システムが連動し、十分に機能しなければ、業務を継続的に改善するPDCAサイクルは十分に働きません。

そのため、各システムの精度を高めるとともに、行財政運営全体が、PDCAサイクルにより十分機能し高い成果を発揮できるよう、政策調整をはじめとする施策の方向性の決定、事業推進や評価の仕組みの見直しを検討し、組織の力を高める取組みを推進します。

また、仕事の進め方や時間管理方法の見直しにより、時間外勤務の徹底した縮減を推進し、コスト削減や組織の活性化、事務手続きの迅速化を図るとともに、事務事業数や業務量に合わせた職員定員の適正化を推進します。

○職員能力の向上

本市では、「東広島市職員人材育成基本方針」（平成18年度策定）に基づき、「社会環境の変化に対応できる職員」を目指すべき職員像として、人材育成に取り組んでいるところです。組織として改革に取り組む一方、改革を担う職員一人ひとりの、現状認識に基づいて自分の頭で考えることができる能力が育たなければ、今後の厳しい財政状況や社会環境の変化に対応することは困難です。

最も市民に身近な行政サービスである市政の運営において、的確な事業目的を設定し、コスト感覚に基づいた最適な事業手法をもって、効果的に事業を展開することができる職員の育成と意識改革に努めます。

○更なる業務効率化の推進

BPRの手法による業務効率化を検討し、窓口業務や庶務業務の標準化や集約を図るとともに、ICT等を活用し、利用者の利便性を高め、事務処理の効率化を図る取組みを推進します。

○事務事業の見直し・統合

持続可能な行財政運営の実現には、現行の事務事業の見直しが必要不可欠です。

市民生活にとっての優先度を勘案しながら、長期的な視点で、成果をあげる上でボトルネックとなっているものは何か、業務の必要性、有効性、効率性などを検証し、事務事業の見直し、統合を行っていきます。

BPR：「ビジネスプロセス・リエンジニアリング」（Business Process Re-engineering）の略。

活動目標を達成するために、既存の業務内容や業務フロー、組織構造、ルールを全面的に見直し、再設計（リエンジニアリング）することをいう。

○民間活力の活用

引き続き、PPP、PFI、指定管理者制度、民営化、民間委託、民間移譲など民間活力の活用を図り、事業手法の転換を積極的に推進します。

○組織風土づくり

人材育成や改革の効果を高めるためには、組織全体の風土が適正に機能する必要があります。第5次行政改革においても、「業務改善運動」などにより、改革し続ける組織風土づくりを推進してきましたが、引き続き、組織全体を活性化し、職員の働き方や時間管理のあり方について、課題意識を共有し、改革の取組みを後押しする仕組みづくりを推進します。

■財政マネジメント

○歳出削減、歳入確保

財政規律を徹底し、経常的経費の削減や公債費負担の低減に引き続き取り組みます。
また、歳出削減の取組みと合わせて、将来にわたって財源の縮小が見込まれる中、安定した歳入確保を図るため、市税等の収納対策を更に強化するとともに、新たな財源確保の取組みや国・県による補助金や交付金等の確保を推進します。

○公共施設の適正配置と効率的な維持管理

平成28年度に策定した「東広島市公共施設等総合管理計画」に基づき、持続可能な公共施設の体系の構築を図ります。

建築物については、将来の人口や年齢構成の変化等に伴い生じる公共施設に対する需要や市民のニーズの変化に対応するため、ファシリティマネジメントの観点から、適正配置と運営改善に取り組み、効率的な施設の保有及び維持管理を推進します。

また、代替性のないインフラ施設については、既存施設における維持管理費用や更新費用の抑制とともに、施設の長寿命化や、災害に強く、安全・安心に配慮した都市基盤の整備、施設規模の適正化を基本方針として、健全性や安定性の確保を図りつつ、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を推進します。

○公営企業の経営基盤強化

公営企業は、市民生活に直結するサービス提供の役割を果たしており、長期的な視点を持って経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが求められます。

本市における公営企業においても、水道事業における「東広島市水道事業経営戦略」や、下水道事業における「東広島市下水道事業経営戦略」等に基づいた適正な事業運営と経営基盤の強化を図っていきます。

インフラ：インフラストラクチャー（infra-structure）の略で、公共施設のうち、市民生活を支える道路・橋梁などの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称です。

■地域力マネジメント

○市民協働の更なる推進

適切な行政サービスの提供による市民生活の向上を実現するためには、市民・行政をはじめ様々な主体が、互いの役割を互いに尊重しあいながら、ともに課題に取り組み、解決していくことが必要です。

地域の様々なニーズに的確かつ効率的に対応できるよう、本市の特長を活かした人材の活用を図りながら、適切な役割分担のもと、多様な主体との協働に向けた仕組みづくりを推進します。

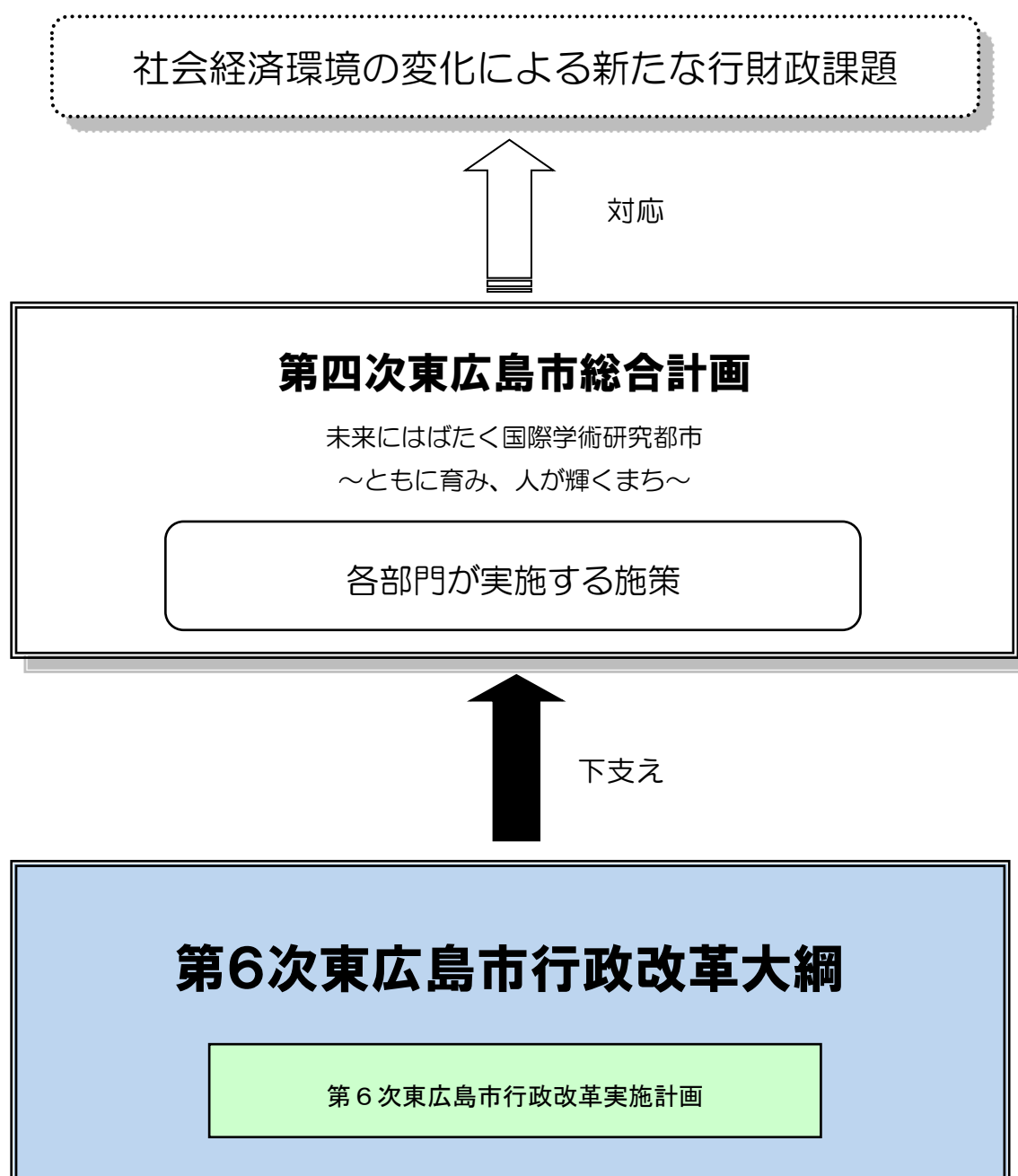
○積極的な情報共有・発信

市政に関する情報を迅速に、分かりやすく発信すること、そして地域からの意見を効果的に市政に採り入れることができるよう、積極的な情報共有・発信を推進します。

5 行政改革大綱の位置付け

大綱は、第四次東広島市総合計画に掲げる「新たな発想を活かした自立と協働のまち―自立のまちづくり―」を実現するためのまちづくり目標である「信頼される行政経営」を推進するものであり、本市を取り巻く社会経済環境の変化に応じて、各部門が実施する施策を下支えするものと位置付けます。

また、行政改革の方向性を具現化する「第6次東広島市行政改革実施計画」を別に定め、個別具体の改革に取り組みます。



6 改革の推進期間

改革の推進期間は、平成30年度から平成34年度までの5か年とします。

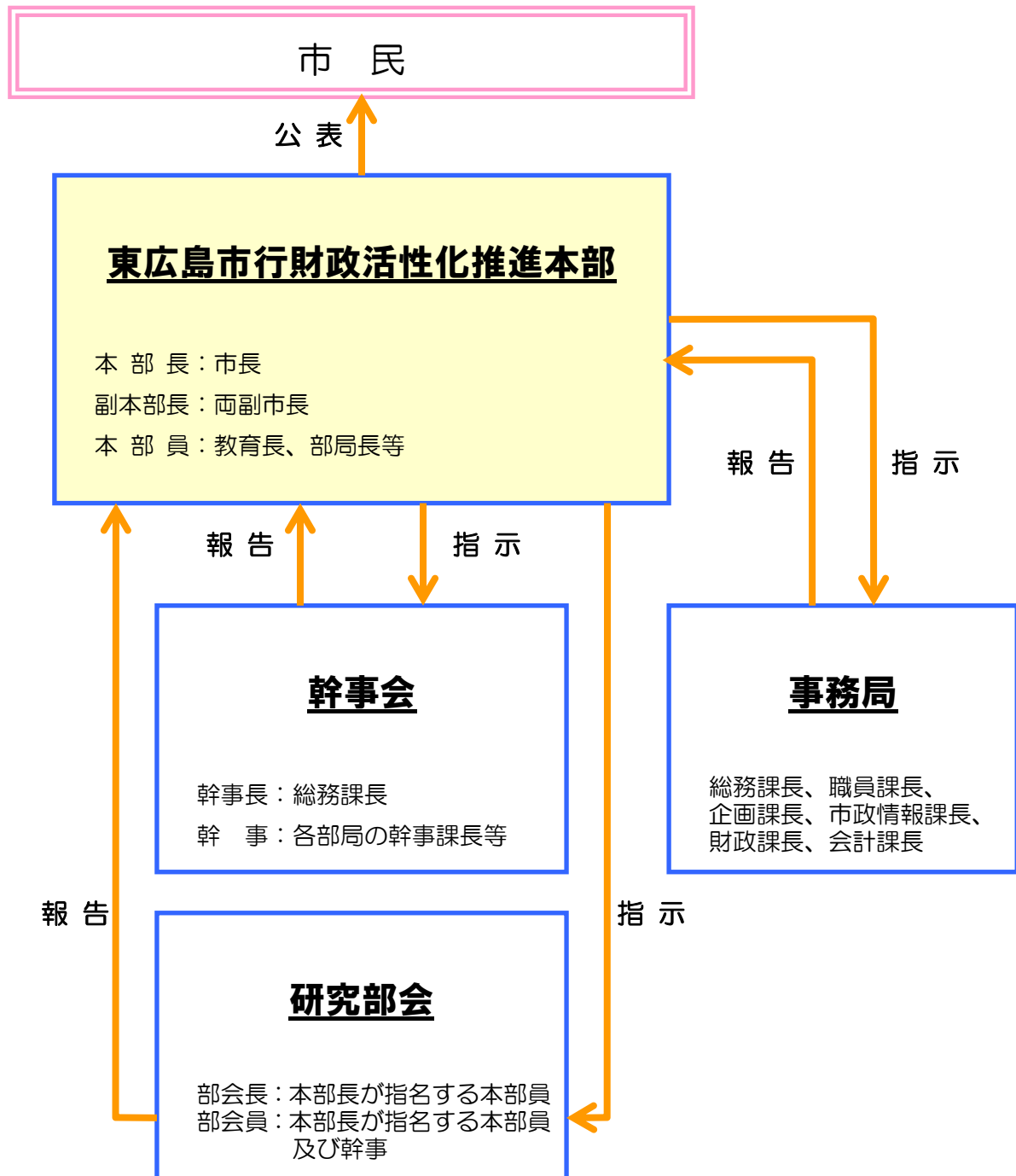
ただし、社会経済環境の変化に伴い、持続可能な行財政運営を目指す上で、新たな課題に対応する必要があると認める場合には、随時見直しを行うこととします。

第5章 改革の推進手法

1 推進体制

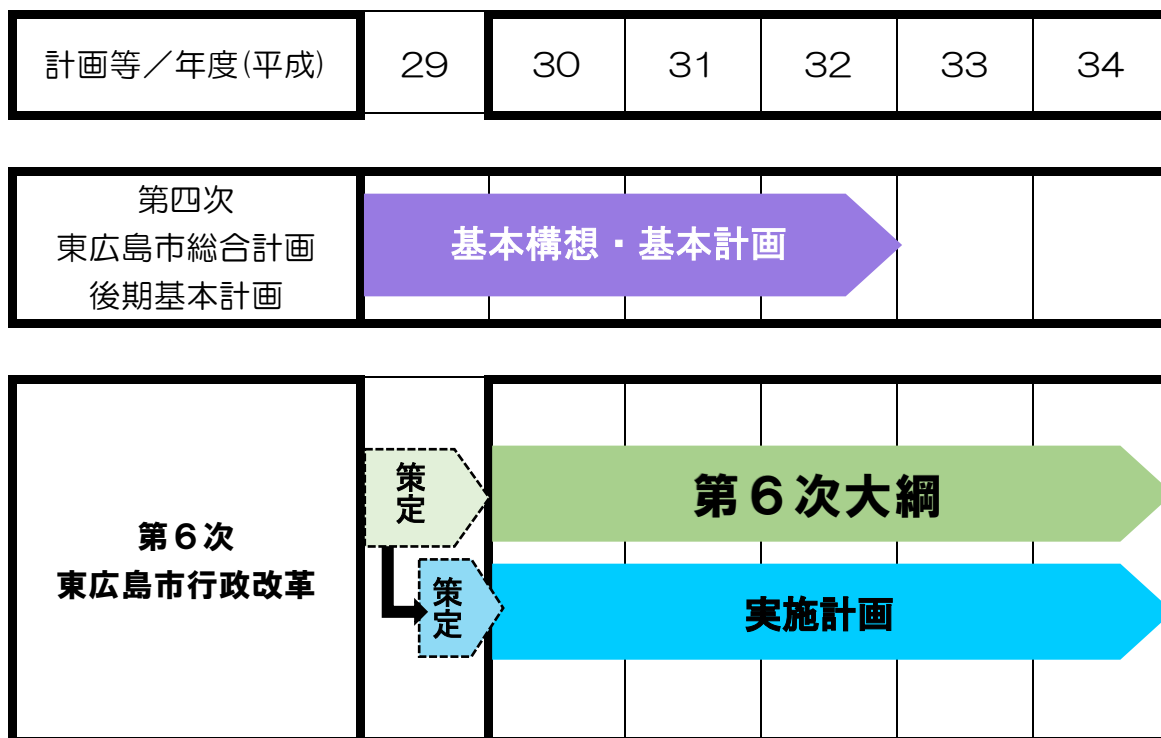
市長を本部長とする「東広島市行財政活性化推進本部」のもと、改革を推進します。改革の実施計画などについては、この推進本部において、協議した上で決定します。

また、推進本部の下部機関である「幹事会」において、具体的な問題の調査研究及び事務の連絡調整を行うとともに、特定の事案を研究し、審議するため、必要に応じて「研究部会」を設置します。



2 実施計画の策定

改革の目標を達成するために、取り組むべき項目、目指す効果、取組期間などを具体的に示す実施計画を策定することとします。



3 進行管理

大綱に基づく（実施計画に定める）取組みは、東広島市行財政活性化推進本部において毎年度検証し、PDCAサイクル（Plan＝目標設定、Do＝実行、Check＝評価、Action＝対策実行）に基づいた見直しを図ります。

進行管理においては、取組みの実施（Do）だけでなく、どれだけの成果を達成することができたかを重視して評価（Check）します。

また、全庁的な対応が必要となる新たな課題が発生した場合には、適宜取組みを追加し、社会環境の変化に柔軟に対応することとします。

4 進捗状況の公表

改革の進捗状況については、毎年度市民に公表します。

なお、改革により生じた効果は、別に定めている諸計画や通常業務における実施効果とは明確に区別するなど、改革による効果をできる限り分かりやすく公表することとします。

東広島市行財政活性化推進本部（事務局：総務部 総務課）

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町 8 番 29 号

TEL 082-420-0907

FAX 082-420-0415

URL <http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>

e-mail hgh200907@city.higashihiroshima.lg.jp